

# 第 1 8 回 栗原地域合併協議会

日 時 平成 1 6 年 4 月 2 1 日(水)  
午後 3 時 0 0 分  
場 所 志波姫町「エポカ 2 1」

## 会 議 次 第

1 開 会

2 挨 拶

3 会議録署名委員の指名

4 提案事項

協 議 第 6 1 号 合併に期日の修正について

協 議 第 6 2 号 地方税の取扱い(その 1)の修正について

協 議 第 6 3 号 町名、字名の取扱いの修正について

5 そ の 他

6 閉 会

協議第 6 1 号

合併の期日の修正について

合併の期日の修正について、次のとおり提案する。

平成 1 6 年 4 月 2 1 日

栗原地域合併協議会  
会 長 菅 原 郁 夫

合併の期日
合併の期日は、平成 1 7 年 3 月 1 4 日とする。 <u>ただし、市町村の合併の特例に関する法律（昭和 4 0 年 3 月 2 9 日法律第 6 号）の一部改正があった場合は、平成 1 7 年 4 月 1 日とする。</u>

平成 年 月 日確認

【修正前】

協議第 5 号で平成 1 5 年 8 月 7 日提案

合併の期日
合併の期日は、平成 1 7 年 3 月 1 4 日とする。

平成 1 5 年 8 月 2 8 日確認

今国会に提出されている

「市町村の合併の特例に関する法律」の一部を改正する法律 ( 案 )

【改正案】

附則

略

( 失効 )

第 2 条 この法律 ( 附則第 4 条第 1 項及び第 2 項、附則第 5 条第 3 項、附則第 6 条、附則第 1 2 条並びに附則第 14 条の規定を除く。次項において同じ。 ) は、平成 17 年 3 月 3 1 日限り、その効力を失う。

2 前項の規定にかかわらず、平成 17 年 3 月 3 1 日までに行われた地方自治法第 7 条第 1 項又は第 3 項の規定による申請 ( 以下「合併申請」という。 ) に係る市町村の合併については、この法律 ( 第 5 条の 5 から第 5 条の 3 9 まで並びに次条及び附則第 2 条の 3 の規定を除く。 ) は、同日後もなおその効力を有する。ただし、平成 1 8 年 3 月 3 1 日までに当該合併申請に係る市町村の合併が行われないときは、同日後は、この限りでない。

略

【現 行】

附則

略

( 失効 )

第 2 条 この法律 ( 附則第 4 条第 1 項及び第 2 項、附則第 5 条第 3 項、附則第 6 条、附則第 1 2 条並びに附則第 14 条の規定を除く\_\_\_\_\_。 ) は、平成 17 年 3 月 3 1 日限り、その効力を失う。ただし、同日までに行われた市町村の合併については、同日後もなおその効力を有する。

略

## 市町村の合併の特例に関する法律（抜粋）

略

（地方交付税の額の算定の特例）

第 11 条 国が地方交付税法（昭和 25 年法律第 211 号）に定めるところにより毎年度交付する地方交付税の額を算定する場合には、合併市町村については、同法第 13 条に定めるもののほか、市町村の合併に伴い臨時に増加する行政に要する経費の需要を基礎として、総務省令で定めるところにより、同法に定める基準財政需要額の測定単位の数値を補正するものとする。

2 合併市町村に交付すべき地方交付税の額は、当該市町村の合併が行われた日の属する年度及びこれに続く 10 年度については、地方交付税法及びこれに基づく総務省令並びに前項に定めるところにより、合併関係市町村が当該年度の 4 月 1 日においてなお当該市町村の合併の前の区域をもつて存続した場合に算定される額の合算額を下らないように算定した額とし、その後 5 年度については、当該合算額に総務省令で定める率を乗じた額を下らないように算定した額とする。

略

協議第 6 2 号

地方税の取扱い(その1)の修正について

地方税の取扱い(その1)の修正について、次のとおり提案する。

平成16年4月21日

栗原地域合併協議会  
会長 菅原郁夫

地方税の取扱い(その1)

個人町村民税については、市税として現行のとおり新市に引き継ぐものとする。均等割については、地方税法第310条の規定を適用する。納期については、築館町の例により調整するものとする。

～ 略

平成 年 月 日確認

【修正前】

協議第13号で平成15年9月19日提案

地方税の取扱い(その1)

個人町村民税については、市税として現行のとおり新市に引き継ぐものとする。均等割については、地方税法第310条の規定(人口5万人以上50万人未満の市：2,500円)を適用する。納期については、築館町の例により調整するものとする。

～ 略

平成15年10月9日確認

「地方税法」の抜粋

【改正後】

略

(個人の均等割の税率)

第310条 個人の均等割の標準税率は、3千円とする。

略

【改正前】

略

(個人の均等割の税率)

第310条 第294条第1項第1号又は第2号の者に対して課する均等割の標準税率は、次の表の上覧に掲げる市町村においてそれぞれ当該下欄に掲げる額とする。

市町村	税率
(1)人口50万以上の市	年額3,000円
(2)人口5万以上50万未満の市	年額2,500円
(3)(1)及び(2)の市以外の市並びに町村	年額2,000円

2 前項の表を適用する場合における市町村の人口は、官報に公示された最近の人口によるものとする。ただし、市町村の廃置分合又は境界変更があった場合における関係市町村の人口は、政令で定めるところによって計算したものによる。

略

協議第 6 3 号

町名、字名の取扱いの修正について

町名、字名の取扱いの修正について、次のとおり提案する。

平成 1 6 年 4 月 2 1 日

栗原地域合併協議会  
会長 菅原 郁夫

町名、字名の取扱いについて

- 1 町名については、市（旧町村名）とする。  
ただし、町・村の表記は除くものとする。
- 2 字名については、現行のまま新市に引き継ぐものとする。  
ただし、字名の変更等については、新市において速やかに調整するものとする。  
なお、地域の実情に応じ、字名の変更等が可能な地域においては、合併時までに調整するものとする。

平成 年 月 日確認

【修正前】

協議第 2 4 号で平成 1 5 年 1 1 月 1 3 日提案

町名、字名の取扱いについて

- 1 町名については、市（旧町村名）とする。  
ただし、町・村の表記は除くものとする。
- 2 字名については、現行のまま新市に引き継ぐものとする。  
ただし、字名の変更等については、新市において速やかに調整するものとする。

平成 1 5 年 1 1 月 2 7 日確認